国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十七号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、同法附則第七十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項を附則第四項とし、附則第一項の次に次の見出し及び二項を加える。

（経過措置）

2　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下この項において「年金機能強化法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に年金機能強化法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この項において「改正前厚年法」という。）第六十六条第三項の規定により支給が停止されている夫に対する遺族厚生年金については、年金機能強化法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（次項において「改正後厚年法」という。）第六十六条第二項の規定は適用せず、改正前厚年法第六十六条第三項前段及び同項後段において準用する同条第二項ただし書の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項ただし書中「次条」とあるのは、「第六十七条」とする。

3　前項の場合において、改正後厚年法第六十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は次条」とあるのは、「若しくは次条又は国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第九号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）第三条の規定による改正前の第三項前段」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国家戦略特別区域法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十八号

国家戦略特別区域法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

国家戦略特別区域法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十九号

国家戦略特別区域法施行令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第二十条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第三項及び第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法）

第一条　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条第二項の政令で定める方法は、公募とする。ただし、次に掲げる場合においては、内閣府令で定めるところにより、公募をしないで国家戦略特別区域会議の構成員として加える者を選定することができる。

一　特定事業を実施すると見込まれる者の数が公募を行う必要がないと認められる程度に少数であるとき。

二　いったん公募したにもかかわらず、応募者がいなかったとき。

2　前項本文の規定にかかわらず、法第六条第二項第一号の目標を達成するために必要不可欠な特定事業を実施すると見込まれる者がいる場合には、公募により選定した者のほか、当該見込まれる者を国家戦略特別区域会議の構成員として加えることができる。

（法第十条第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画について構造改革特別区域法施行令を適用する場合の読替え）

第二条　法第十条第三項の規定により構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四章の規定を適用する場合における構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の規定の適用については、同令第二条の表及び第三条の表中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体」と、同令第五条各号列記以外の部分中「都道府県が」とあるのは「国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この条及び次条において同じ。）が」と、「当該都道府県」とあるのは「当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である都道府県」と、同令第六条中「市町村が」とあるのは「国家戦略特別区域会議が」と、「当該市町村又は」とあるのは「当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村又は」とする。

（法第十三条第一項の政令で定める要件）

第三条　法第十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　当該事業の用に供する施設であって賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるもの（以下この条において単に「施設」という。）の所在地が国家戦略特別区域にあること。